

区分支給限度基準額及び訪問介護の利用割合が高いケアプランの届出について

瀬戸市高齢者福祉課

令和3年10月より、より利用者の意向や状態にあった訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的とし、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、その利用サービスに占める訪問介護の割合が高いケアプランのうち、本市が指定するものについて、ケアプランの届出が必要となりました。

なお、この取り組みは、サービスの利用制限を目的とするものではありません。

1 対象となるケアプラン

(1) 居宅介護支援事業所を抽出する要件

居宅介護支援事業所ごとに見て

①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上

かつ

②その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」

(2) (1)の要件に該当するケアプランのうち、本市が指定するもの

2 届出が必要なケアプランの連絡及び届出の期限

居宅介護支援事業所に個別に通知します。

3 届出方法及び届出書類

郵送または窓口に持参してください。

- ・区分支給限度基準額及び訪問介護の利用割合が高いケアプランの届出書
- ・課題分析表（アセスメントシート）
- ・居宅サービス計画書 「第1表」から「第4表」

4 留意事項

- ・市は届出受理後、ケアプランの妥当性を検証します。検証の結果、必要に応じて、ケアプランの内容の再検討や是正を促す場合があります。
- ・居宅介護支援事業所は、検証結果を踏まえ、再検討を行うとともに、事業所内において同様・類似の内容で作成しているケアプランの内容についても再検討を行うこととなります。
- ・一度届出した事業所については、次回の届出は1年後となります。1年後に対象となる場合は、再度提出を依頼します。

問い合わせ先

瀬戸市高齢者福祉課 指導監査係 0561-88-2623
koreisha@city.seto.lg.jp